【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成28年８月４日
【会社名】	東福製粉株式会社
【英訳名】	TOFUKU FLOUR MILLS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　池井　一海
【本店の所在の場所】	福岡市中央区那の津四丁目９番20号
【電話番号】	092（781）1661（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部人事・総務グループ長　　野副　勝己
【最寄りの連絡場所】	福岡市中央区那の津四丁目９番20号
【電話番号】	092（781）1661（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部人事・総務グループ長　　野副　勝己
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人　福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番２号）

１【提出理由】

当社は、平成28年８月４日開催の取締役会において、平成28年11月１日（予定）を効力発生日として、日本製粉株式会社（以下「日本製粉」といいます。）を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、平成28年８月４日に両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第６号の２の規定に基づき、臨時報告書を提出するものです。

２【報告内容】

(1) 株式交換の相手会社に関する事項

① 商号、本店の所在地、代表者の役職・氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

（平成28年６月30日現在）

商号	日本製粉株式会社
本店の所在地	東京都渋谷区千駄ヶ谷５丁目27番５号（注）
代表者の役職・氏名	代表取締役社長　　近藤　雅之
資本金の額	12,240百万円（平成28年３月31日現在）
純資産の額	（連結）135,743百万円（平成28年３月31日現在） （単体）116,763百万円（平成28年３月31日現在）
総資産の額	（連結）247,919百万円（平成28年３月31日現在） （単体）196,846百万円（平成28年３月31日現在）
事業の内容	小麦粉の製造、販売等

（注）　日本製粉は、平成28年８月11日をもって、本店所在地を東京都千代田区麹町四丁目８番に変更する予定です。

② 最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益および当期純利益

（連結）　（百万円）

事業年度	平成26年３月期	平成27年３月期	平成28年３月期
売上高	287,109	298,511	311,628
営業利益	10,808	8,406	11,093
経常利益	12,248	9,807	12,666
当期純利益	7,810	6,981	8,222

（単体）　（百万円）

事業年度	平成26年３月期	平成27年３月期	平成28年３月期
売上高	188,542	192,371	200,299
営業利益	8,945	5,682	8,214
経常利益	10,214	6,954	9,837
当期純利益	6,655	4,367	7,146

③　大株主の名称および発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成28年３月31日現在）

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
日本製粉取引先持株会	5.4%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4.8%
三井生命保険株式会社	4.2%
三井物産株式会社	4.1%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3.6%

④　提出会社との間の資本関係、人的関係および取引関係

（平成28年６月30日現在）

資本関係	日本製粉は当社の発行済株式総数の51.00%に相当する5,100千株を保有しております。
人的関係	日本製粉またはそのグループ企業（当社および当社のグループ企業を除きます。）の出身者４名が当社の取締役または監査役に就任しております。
取引関係	当社は日本製粉に対する小麦粉の販売、日本製粉から小麦粉、プレミックスの仕入および必要に応じた資金の調達を行っております。

(2) 本株式交換の目的

日本製粉ならびに日本製粉の子会社および関連会社（以下「日本製粉グループ」といいます。）は、製粉事業をコアビジネスにして、プレミックスなどの食品素材事業、パスタや家庭用グロッサリーなどの加工食品事業、冷凍生地や冷凍パスタなどの冷凍食品事業、弁当や惣菜を扱う中食事業と、食品事業を幅広く展開しております。さらに、健康食品や自然化粧品などのヘルスケア事業、ペットケア事業、バイオ関連事業を含め、各事業を有機的に連携させた多角化、海外事業の拡大を目指したグローバル化により、グループ事業の拡大を図っております。平成14年４月以降、５次にわたる中期経営計画では、一貫して事業構造の改革と収益基盤の強化・業容拡大による収益の伸長に取り組み、持続的な成長への道筋をつけることができました。その結果、平成27年度は、ニーズに合った新商品の開発、技術講習会や経営セミナーの開催等、積極的な営業活動を展開した結果、連結売上高は3,116億円と過去最高を記録し、連結営業利益は110億円となりました。しかしながら、今日の食品業界では、足元では円高により原材料費の低下がみられるものの、労働力不足による人件費の上昇、シェア獲得競争の激化による収益性の低下、食品市場の変化による価格の二極化および少子化による国内市場規模の縮小、消費者の生活環境の変化によるニーズの多様化など、市場の大きな変曲点を迎え、日本製粉グループを取り巻く事業環境は、楽観できるものではなく、今後さらに厳しくなるものと想定しております。

一方、当社ならびに当社の子会社および関連会社は、小麦粉、ミックス粉などの小麦その他農産物を原料とする物品の製造および販売を主な事業の内容とし、また麺類、穀類など商品の仕入、販売などの事業を行っております。当社は、昭和７年の創業以来、経営の透明性および健全性を基本として、「お客様に喜んでいただける製品の製造と品質の提供」をモットーに、安全な製品を安定供給することを経営の基本として、製粉を中心として飼料、乾麺、雑穀類といった食文化に関連する分野で貢献することを目指し、地盤とする九州を中心として、製粉業界では一定の地位を築き上げてまいりました。しかしながら、製粉業界においては、電力料金をはじめとしたコストの上昇、消費者の節約・低価格志向を背景とする販売競争が激化するなど、企業経営を取り巻く環境は一層激しさを増しております。

こうした中で、日本製粉および当社は、両社の協力関係を強化し、ひいては両社の企業価値向上に資するべく、日本製粉は段階的に当社の普通株式を取得してまいりました。まず、平成15年７月に相対取引で550,000株（発行済株式総数に対する割合5.50%）を取得したほか、両社が平成19年10月に業務提携基本契約を締結した際には、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）ToSTNeT市場において、1,100,000株（発行済株式総数に対する割合11.00%）を取得し、所有株式数を1,799,000株（発行済株式総数に対する割合17.99%）としました。さらに、平成20年11月には、東京証券取引所ToSTNeT市場において、201,000株（発行済株式総数に対する割合2.01%）を取得し、所有株式数を2,000,000株（発行済株式総数に対する割合20.00%）とすることにより、当社を日本製粉の持分法適用関連会社としました。その後、平成26年３月に、東京証券取引所ToSTNeT市場において、140,000株（発行済株式総数に対する割合1.40%）を取得しました。平成26年８月には、公開買付けを通じて、2,837,000株（発行済株式総数に対する割合28.37%）を取得し、当社を日本製粉の連結子会社とするに至りました。その後、両社は、開発面においては、両社の持つノウハウ・特許・人材等の開発資源を有効に活用することでの商品開発のスピードアップやコスト削減、さらには当社の持つ地場優位性の両社での共同活用や、調達面においては、商品製造にかかる資材類の共同購入による規模の経済の享受や当社の持つ小麦の一大産地たる九州地方の生産者との原料調達面での強みの共同活用、製造面においては、共同製造計画に基づく生産性向上や製造ノウハウの共有や日本製粉による当社の製造体制見直しの援助による製造コスト低減、販売面においては、得意先の一本化等の販売協力や当社の持つ地場販売力の

活用による九州地域での販売シェアの拡大、物流面においては、共同配送や保管場所の集約化による物流コストの低減などさまざまな方面において事業シナジーを実現させるべく、共同して事業推進を進めてまいりました。

日本製粉は、平成26年８月に公開買付けを通じて当社を連結子会社とした際には、当社を日本製粉の完全子会社とすることを予定しておらず、上場を維持した状態で前述の事業シナジーの実現を目指しておりました。日本製粉と当社は、日本製粉が当社を連結子会社とした後、継続的に両社の協力関係について協議してまいりましたが、両社は、そうした協議の中で当社の上場維持を前提とした場合には、前述の事業シナジーの実現施策を効率的に実行することができるとは言い難く、必ずしも当初想定していたシナジーを十分に享受できない状況を認識するに至りました。そうした中で、両社の協力関係について更なる協議を重ねた結果、日本製粉は、今後さらに激化することが予想される事業環境の変化を踏まえると、両社の連携の更なる強化により事業シナジーを一層発揮することが両社の企業価値を継続的に向上させていくには必要不可欠であり、そのためには日本製粉による当社の完全子会社化（本株式交換の効力発生日後に予定している下記２(3)①(ハ)「野上英一氏および創業家による再出資」に記載の再出資を含みます。以下、同じ。）が最善の方法であると判断し、平成28年７月に当社に対して、株式交換の方法による完全子会社化を申入れました。

その後、両社の間で協議・交渉を重ねた結果、日本製粉による当社の完全子会社化は、日本製粉グループ内で分散している経営資源の集約によるバリューチェーンの最適化、日本製粉グループ内の利益相反の回避による事業シナジーの一層の発揮、グループ一体経営による最適な経営資源の配分と経営戦略の策定を可能とする最善の方法であるとの意見を共有するに至り、本日開催のそれぞれの取締役会において、本株式交換を行うことを決議し、両社の間で本株式交換契約を締結いたしました。

(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容、その他の本株式交換契約の内容

① 本株式交換の方法

(イ) 本株式交換の概要

日本製粉を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、日本製粉においては、会社法第796条第２項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により行う予定です。当社においては、平成28年９月21日に開催予定の当社の臨時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で行う予定です。

(ロ) 単元株式数の変更および株式併合に関する事項

日本製粉は、平成28年６月29日開催の定時株主総会に、平成28年10月１日を効力発生日とする単元株式数の変更（1,000株から100株に変更）および株式併合（２株を１株へ併合）に関する議案を付議し、承認可決されております。かかる単元株式数の変更（以下「本単元株式数変更」といいます。）および株式併合（以下「本株式併合」といいます。）は、平成28年10月１日に本株式交換に先んじて効力を生じる予定です。したがって、本株式交換に係る割当比率は本株式併合前の日本製粉の株式価値を基にした割当比率と本株式併合後の日本製粉の株式価値を基にした割当比率の両方を記載しております。なお、本単元株式数変更および本株式併合に伴い、日本製粉の株式の投資単位は従前に比して５分の１の水準となります。詳細は、日本製粉が平成28年５月25日付で公表した適時開示「単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数の変更に関するお知らせ」をご参照下さい。

(ハ) 野上英一氏および創業家による再出資

日本製粉および当社は協議を重ねた結果、上記２(2)「本株式交換の目的」に記載のとおり、本株式交換によって、日本製粉および当社の経営基盤の強化およびシナジーの最大化を図ることが可能になるとの結論に至りました。一方で、当社の取締役会長であり、当社の第二位株主（平成28年３月31日現在で発行済株式総数の10.05%を保有）である野上英一氏は、本株式交換後も当社の取締役会長として当社の現在の事業を引き続き維持・発展させ、また当社の株主として当社の取引先等との間で良好な関係を維持するために尽力いただくことが当社の企業価値の向上につながるとの考えから、野上英一氏および創業家（野上英一氏のご親族）に対して当社株式の５%を上限に本株式交換後に譲渡する（以下「本再出資」といいます。）方針です。なお、本再出資の譲渡価格は、下記２(3)②「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の割当比率を基に算出する予定でありますが、具体的な譲渡先や時期等の諸条件を含め、本株式交換の効力発生日以降に協議を行う予定です。

② 本株式交換に係る割当ての内容

	日本製粉 （株式交換完全親会社）	東福製粉 （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る割当比率	1	0.2（本株式併合前）
		0.1（本株式併合後）
本株式交換により交付する株式数	日本製粉普通株式：485,261株（予定）（本株式併合後）	

（注１） 株式の割当比率
当社の普通株式１株に対して、本株式併合の効力発生後の日本製粉の普通株式0.1株（本株式併合の効力発生前の日本製粉の普通株式0.2株）を割当交付します。ただし、日本製粉が保有する当社の普通株式5,100,000株（平成28年６月30日現在）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

（注２） 本株式交換により交付する日本製粉の株式数
本株式交換により交付される、本株式併合の効力発生後の日本製粉の普通株式の数：485,261株（予定）
日本製粉は、本株式交換に際して、本株式交換により日本製粉が当社の発行済株式（ただし、日本製粉が保有する当社の普通株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当社の株主の皆様（ただし、日本製粉を除きます。）に対し、その保有する当社の普通株式に代えて、上記表の割当比率に基づいて算出した数の日本製粉の普通株式を割当交付いたします。日本製粉の交付する株式は、全てその保有する自己株式を充当する予定であり、本株式交換における割当てに際して日本製粉が新たに株式を発行する予定はありません。なお、当社は本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、当社が保有する自己株式および基準時の直前時までに当社が保有することとなる全ての自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含みます。）を、基準時の直前時をもって消却する予定です。
本株式交換により割当交付する株式数については、当社による自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

（注３） 単元未満株式の取扱い
本株式交換により、日本製粉の単元未満株式（本単元株式数変更後は100株未満の株式）を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。特に、保有されている当社の株式が1,000株未満である当社の株主の皆様は、日本製粉の単元未満株式のみを保有することとなる見込みであり、取引所市場においては売却することはできません。日本製粉の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、日本製粉の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

① 単元未満株式の買取制度
会社法第192条第１項の規定に基づき、日本製粉の単元未満株式を保有する株主の皆様が、日本製粉に対してその保有する単元未満株式を買取ることを請求し、これを売却することができる制度です。

② 単元未満株式の買増制度
会社法第194条第１項および日本製粉の定款の規定に基づき、日本製粉の単元未満株式を保有する株主の皆様が、日本製粉に対してその保有する単元未満株式の数とあわせて１単元となる数の普通株式を売渡すことを請求し、買増すことができる制度です。

（注４） １株に満たない端数の処理
本株式交換に伴い、日本製粉の普通株式１株に満たない端数の割当交付を受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（合計数に１株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の日本製粉の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付いたします。

③ 本株式交換に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い
当社は、新株予約権および新株予約権付社債を発行しておりません。

④ 本株式交換契約の内容
本株式交換契約の内容は以下のとおりです。

株式交換契約書

日本製粉株式会社（以下「甲」という。）と東福製粉株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条　（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を乙の株式交換完全親会社とし、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第２条　（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。但し、平成28年８月11日付で予定されている甲の定款変更の効力発生後の甲の住所は、東京都千代田区麹町４丁目８番となる。

(1) 甲（株式交換完全親会社）
　商号：日本製粉株式会社
　住所：東京都渋谷区千駄ヶ谷５丁目27番５号

(2) 乙（株式交換完全子会社）
　商号：東福製粉株式会社
　住所：福岡県福岡市中央区那の津四丁目９番20号

第３条　（株式交換に際して割当交付する株式）

１．甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主（ただし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙の普通株式の合計数に0.1を乗じた数の甲の普通株式を交付する。

２．甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式１株につき、甲の普通株式0.1株の割合をもって割り当てる。

３．前二項の規定に従って各本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に、１株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、その端数の合計数（合計数に１株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）に相当する数の甲の普通株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主に交付する。

第４条　（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換に際し増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金　　０円
(2) 資本準備金　　会社計算規則第39条第１項に規定する株主資本等変動額
(3) 利益準備金　　０円

第５条　（株式交換の効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成28年11月１日とする。ただし、本株式交換の手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議して合意のうえ、これを変更することができる。

第６条　（株式交換契約の承認株主総会）

１．甲は、会社法第796条第２項の規定に基づき、本契約について同法第795条第１項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。ただし、同法第796条第３項の規定により、本契約に関して甲の株主総会による承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

２．乙は、平成28年９月21日開催予定の臨時株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。ただし、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議して合意のうえ、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議に係る株主総会の開催日を変更することができる。

第７条　（乙による自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前の時点において乙が保有する自己株式（会社法第785条の規定に基づく乙の反対株主による株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を消却する。

第８条　（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、本契約において別途定めるものを除き、その財産状態、経営成績、事業若しくは権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、予め甲乙協議して合意のうえ、これを行う。

第９条　（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失うものとする。

(1) 第６条第１項ただし書に規定する場合において、効力発生日の前日までに、同ただし書に定める甲の株主総会の承認が得られない場合
(2) 効力発生日の前日までに、第６条第２項に定める乙の株主総会の承認が得られない場合
(3) 次条に従い本契約が解除された場合
(4) 本株式交換に必要となる法令に定める関係官庁等の承認が効力発生日の前日までに得られない場合

第10条　（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じたときは、甲乙協議して合意のうえ、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

第11条　（準拠法及び合意管轄裁判所）

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条　（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議して合意のうえ、これを定める。

本契約締結の証として本契約書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成28年８月４日

甲：東京都渋谷区千駄ヶ谷５丁目27番５号
日本製粉株式会社
代表取締役社長　　近藤　雅之

本契約締結の証として本契約書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成28年８月４日

乙：福岡県福岡市中央区那の津四丁目９番20号
東福製粉株式会社
代表取締役社長　　池井　一海

（株式交換契約書は以上）

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

① 割当ての内容の根拠及び理由

日本製粉および当社は、本株式交換に用いられる上記２(3)②「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式の割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、下記２(4)④「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、日本製粉は第三者算定機関として野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、また、法務アドバイザーとして佐藤総合法律事務所を、一方、当社は第三者算定機関としてＦＡソリューションズ株式会社（以下「ＦＡソリューションズ」といいます。）を、また、法務アドバイザーとして林法律事務所をそれぞれ選定いたしました。

日本製粉は、下記２(4)④「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である野村證券から平成28年８月４日付で受領した株式交換比率に関する算定書、佐藤総合法律事務所からの助言、および当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、日本製粉および当社の株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

当社は、下記２(4)④「公正性を担保するための措置」および２(4)⑤「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるＦＡソリューションズから平成28年８月４日付で受領した株式交換比率に関する算定書、林法律事務所からの助言、支配株主である日本製粉と利害関係を有しない当社の社外監査役であり、福岡証券取引所に独立役員として届け出ている浅田晃洋氏および柴田浩希氏から平成28年８月４日付で受領した本株式交換に関する当社の決定が当社の少数株主の皆様にとって不利益なものでないと判断される旨の意見書、および日本製粉に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に協議・検討致しました。その結果、本株式交換比率は妥当であり、日本製粉および当社の株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

このように、日本製粉および当社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率に関する算定書およびそれぞれの法務アドバイザーからの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況、業績動向、株価動向等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、本日開催された日本製粉および当社の取締役会決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結することといたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議のうえ変更することがあります。

② 算定に関する事項

(イ) 算定機関の名称及び上場会社との関係

日本製粉の第三者算定機関である野村證券および当社の第三者算定機関であるＦＡソリューションズはいずれも、日本製粉および当社から独立した算定機関であり、日本製粉および当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(ロ) 算定の概要

野村證券は、日本製粉については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である平成28年８月２日を基準日として、算定基準日の株価終値、平成28年７月27日から算定基準日までの１週間の終値平均値、平成28年７月４日から算定基準日までの１ヵ月間の終値平均値、平成28年５月６日から算定基準日までの３ヵ月間の終値平均値、および平成28年２月３日から算定基準日までの６ヵ月間の終値平均値）を採用して算定を行いました。

当社については、同社が福岡証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である平成28年８月２日を基準日として、平成28年７月27日から算定基準日までの１週間の終値平均値、平成28年７月４日から算定基準日までの１ヵ月間の終値平均値、平成28年５月６日から算定基準日までの３ヵ月間の終値平均値、および平成28年２月３日から算定基準日までの６ヵ月間の終値平均値）を、また当社には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）をそれぞれ採用して算定を行いました。

各評価方法による日本製粉の１株当たりの株式価値を１とした場合の当社株式の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.106～0.109（本株式併合前）
	0.053～0.054（本株式併合後）
類似会社比較法	0.189～0.205（本株式併合前）
	0.095～0.102（本株式併合後）
ＤＣＦ法	0.109～0.218（本株式併合前）
	0.055～0.109（本株式併合後）

野村證券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、日本製粉、当社およびそれらの関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、平成28年８月２日現在までの情報および経済条件を反映したものであり、当社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

なお、野村證券がＤＣＦ法による算定の前提とした当社の将来の財務見通しにおいて、対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には平成29年３月期において、当社が平成28年５月13日公表の平成28年３月期決算短信において公表しているとおり、個人消費の動向や価格競争の激化による粗利の低下などにより連結営業利益２百万円、連結経常利益13百万円および親会社株主に帰属する当期純利益10百万円を見込んでおります。一方、平成30年３月期においては、連結営業利益32百万円、連結経常利益46百万円および親会社株主に帰属する当期純利益34百万円を見込み、対前年度比較で大幅な増益を見込んでおります。

ＦＡソリューションズは、複数の算定手法の中から株式交換比率の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、日本製粉については、東京証券取引所市場第一部に上場していることから、市場株価法（平成28年８月２日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における直近１ヶ月間の終値単純平均値、直近３ヶ月間の終値単純平均値および直近６ヶ月間の終値単純平均値）を採用し、当社については、福岡証券取引所に上場していることから、市場株価法（平成28年８月２日を算定基準日として、福岡証券取引所における直近１ヶ月間の終値単純平均値、直近３ヶ月間の終値単純平均値および直近６ヶ月間の終値単純平均値）、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場会社が存在することから類似会社比較法、および当社の事業計画における収益や投資計画を反映した評価を行うためＤＣＦ法の各手法を採用して株式交換比率の算定を行いました。

各算定手法による日本製粉の１株当たりの株式価値を１とした場合の当社株式の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.106～0.109（本株式併合前）
	0.053～0.054（本株式併合後）
類似会社比較法	0.126～0.138（本株式併合前）
	0.063～0.069（本株式併合後）
ＤＣＦ法	0.185～0.205（本株式併合前）
	0.092～0.102（本株式併合後）

ＦＡソリューションズは、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、日本製粉、当社およびそれらの関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。ＦＡソリューションズの株式交換比率の算定は、平成28年８月２日現在までの情報および経済条件を反映したものであり、当社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

なお、ＦＡソリューションズがＤＣＦ法による算定の前提とした当社の将来の財務見通しにおいて、対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には平成29年３月期において、当社が平成28年７月15日に「特別損失（投資有価証券評価損）の計上に関するお知らせ」において公表しているとおり、投資有価証券評価損を32百万円計上しているため、連結営業利益13百万円、連結経常利益29百万円および親会社株主に帰属する当期純損失２百万円を見込んでおります。一方、平成30年３月期においては、連結営業利益13百万円、連結経常利益26百万円および親会社株主に帰属する当期純利益18百万円を見込み、対前年度比較において大幅な増益を見込んでおります。

③　上場廃止となる見込み及びその事由なる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である平成28年11月１日（予定）をもって、日本製粉は当社の完全親会社となり、完全子会社となる当社の普通株式は福岡証券取引所の上場廃止基準に従って、平成28年10月27日付で上場廃止（最終売買日は平成28年10月26日）となる予定です。上場廃止後は、当社の普通株式を福岡証券取引所において取引することはできなくなりますが、本株式交換の効力発生日において当社の株主の皆様に割り当てられる日本製粉の普通株式は、東京証券取引所市場第一部に上場されているため、当社の普通株式を1,000株以上保有し、本株式交換により日本製粉の単元株式数である100株以上（本単元株式数変更後の数）の日本製粉の普通株式の割当てを受ける株主の皆様は、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、１単元以上の株式について引き続き取引所市場において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

ただし、基準時において1,000株未満の当社の普通株式を保有する株主の皆様には、単元株式数に満たない日本製粉の普通株式が割り当てられます。単元未満株式は取引所市場において売却することは出来ませんが、日本製粉に対して、単元未満株式を買い取ることを請求し、これを売却することが可能です。また、日本製粉に対して、その保有する単元未満株式の数と併せて１単元となる数の株式を売り渡すことを請求し、これを買い増すことも可能です。かかる取扱いの詳細については、上記２(3)②の（注３）「単元未満株式の取扱い」をご参照下さい。

また、１株に満たない端数が生じた場合における端数の処理の詳細については、上記２(3)②の（注４）「１株に満たない端数の処理」をご参照下さい。

④　公正性を担保するための措置

本株式交換は、日本製粉が既に当社の発行済株式総数の51.00%を保有する親会社であることから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

(イ）独立した第三者算定機関からの株式交換比率に関する算定書の取得

日本製粉は、日本製粉および当社から独立した第三者算定機関である野村證券を選定し、平成28年８月４日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要については、上記２(4)②「算定に関する事項」をご参照下さい。

一方、当社は、日本製粉および当社から独立した第三者算定機関であるＦＡソリューションズを選定し、平成28年８月４日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要については、上記２(4)②「算定に関する事項」をご参照下さい。

なお、日本製粉および当社は、いずれも、それぞれの第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当または公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

(ロ）独立した法律事務所からの助言

本株式交換の法務アドバイザーとして、日本製粉は佐藤総合法律事務所を、当社は林法律事務所を選任し、それぞれ本株式交換の諸手続および取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、佐藤総合法律事務所および林法律事務所は、いずれも日本製粉および当社から独立しており、両社との間に重要な利害関係を有しません。

⑤　利益相反を回避するための措置

日本製粉は既に当社の議決権5,100個（平成28年３月31日現在の総株主の議決権の数9,918個に、単元未満株式に係る議決権の数34個を加えた議決権の数9,952個に占める割合にして51.24%）を保有し、当社は日本製粉の連結子会社に該当することから、上記２(4)④の措置を採ることに加え、利益相反を回避するため、以下のような措置を講じております。

（イ）当社における、利害関係を有しない取締役全員の承認および利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社の取締役のうち、野上英一氏は本再出資を予定しており、また、池井一海氏は日本製粉の顧問を、田中康紀氏は日本製粉の理事を、山口鎮雄氏は日本製粉の常務執行役員を兼務しており、当社と利益が相反する可能性が否定できないことから、当社における意思決定の公正性を担保し、利益相反を回避するため、まず、野上英一氏ならびに池井一海氏、田中康紀氏および山口鎮雄氏を除く当社の取締役１名において審議のうえ、上記決議を行った後、更に、会社法第369条に定める取締役会の定足数を考慮し、野上英一氏ならびに池井一海氏、田中康紀氏および山口鎮雄氏を含む取締役全員にて改めて審議し、その全員一致で上記決議を行っております。また、副島久靖氏を除く監査役３名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、利益相反の疑いを回避し、本株式交換の公正性を担保する観点から、野上英一氏ならびに池井一海氏、田中康紀氏および山口鎮雄氏は当社の立場において本株式交換に係る日本製粉との協議・交渉には参加しておりません。また、監査役のうち日本製粉の従業員を兼務している副島久靖氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、取締役会に出席しておりません。

（ロ）当社における、利害関係を有しない第三者からの意見の取得

当社の取締役会は、本株式交換を検討するにあたり、本株式交換における利益相反を解消し、本株式交換の公正性および透明性を担保するために、日本製粉と利害関係を有しない当社の社外監査役であり、福岡証券取引所に独立役員として届け出ている浅田晃洋氏および柴田浩希氏に対し、福岡証券取引所の定める規則に基づき、本株式交換の実施にかかる決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないといえるかについて、諮問を行いました。

浅田晃洋氏および柴田浩希氏は、かかる検討にあたり、(ⅰ)当社から、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景、当社の業績、企業価値の内容ならびに株式交換比率を含む本株式交換の諸条件の交渉経緯および決定過程等について説明を受け、(ⅱ)ＦＡソリューションズから、本株式交換における株式交換比率の評価に関する説明を受け、(ⅲ)林法律事務所から、本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定の方法および過程に関する説明を受けております。同氏らは、上記関係者から受けた説明の内容やＦＡソリューションズが作成した株式交換比率に関する算定書その他の本株式交換に関連する各種資料を慎重に検討した結果、本株式交換の実施にかかる決定は当社の少数株主にとって不利益でない旨の意見書を平成28年８月４日付で当社の取締役会に提出しています。

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の役職・氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	日本製粉株式会社
本店の所在地	東京都千代田区麹町四丁目８番（注）
代表者の役職・氏名	代表取締役社長　　近藤　雅之
資本金の額	12,240百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	小麦粉の製造、販売等

（注）　日本製粉は、平成28年８月11日をもって、上記のとおり本店所在地を変更する予定です。

以　上